

年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見方

令和7年度の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の方が国内居住の同一生計配偶者を申告している場合、所得割額から1万円を控除します。詳しくは神戸市HPをご覧ください。

神戸市 給付金・定額減税特設サイト 検索

控除に該当する方は、所得金額(1)の内訳の上部(点線囲みのあたり)に控除済額と控除外額を記載しています。

この場合のふるさと納税特例控除額の控除上限額は、控除前の令和7年度所得割額を基に算出します。税額控除額(3)の内訳の合計欄には、控除済額を含んで表示します。ただし税額控除額(3)の内訳の区分には控除済額の欄と金額の表示はありません。

定額減税にかかる不足額給付の詳細は神戸市HPに掲載。

問い合わせは専用コールセンターへ。TEL 078-771-7201

所得税の確定等により、定額減税に関し昨年算出した調整給付額に不足が生じる方には追加の給付を予定しています。対象者へのご案内の送付時期・申請方法等が決まり次第、神戸市HPに掲載します。※ご自身で申請書類の取り寄せが必要な場合があります。詳しくは神戸市HPをご覧ください。

神戸市 給付金・定額減税特設サイト 検索

所得金額

令和6年中(令和6年1月～12月)の所得金額を記載しています。

所得とは、売上等の収入金額からその収入を得るために必要な経費を差し引いた利益の部分の金額です。給与や年金収入の場合には、収入金額に応じて年金所得控除等の必要経費相当額を控除し、所得金額を求めます。

課税標準額

所得金額から基礎控除や扶養控除等の各種所得控除額を差し引いた額を記載しています。この額は税額を決定する基準となる額です。

課税標準額＝所得金額(1)－所得控除額(2)
(1,000円未満の端数切捨て)

お問い合わせの際は、「区」と「通知書番号」をお知らせください。

市民税・県民税・森林環境税の引落しの対象となる公的年金の支払者と年金の種類です。
※介護保険料が引落しされる年金と同じ年金です。

実際の通知書は茶色で印刷しています。次頁をご覧ください。

令和7年度 年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

区	通知書番号	税額変更理由

本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によって徴収する額は次のとおりです。

徴収月と金額	令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月
	円	円	円
	令和7年10月	令和7年12月	令和8年2月
	円	円	円

※4月・6月・8月に実際に徴収する額は、昨年度の通知書において特別徴収(引落し)することを通知した額であり、上記の金額と異なる場合があります。徴収金額と上記の金額に差異があった場合は、改めて通知いたします。

あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、来年度税額として 令和8年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によって徴収します。

特別徴収年税額(円) A

令和7年4月 令和7年6月 令和7年8月 B

令和7年10月 令和7年12月 令和8年2月 C

翌年度仮徴収額(令和8年)

4月 円

6月 円

8月 円

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称
特別徴収を行う公的年金の種類

所得金額(1)の内訳 ※それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています		
所得区分	所得金額(円)	変更前所得金額(円)
営業(等)		
農業		
不動産		
総所得金額の内訳		
給与所得(給与収入)		
雑(年金所得等)		
(公的年金等収入)		
総合課税一時		
純・雑繰越損失		
山林・退職所得		
短期譲渡		
長期譲渡		
特定		
軽課		
譲渡上場		
株式等		
非上場		
上場配当		
繰越損失		
先物・雑所得		
取引繰損		
条約利子・配当		

所得控除額(2)の内訳		
所得控除区分	所得控除額(円)	変更前所得控除額(円)
基礎		
障害者		
寡婦等		
勤労学生		
配偶者・扶養		
配偶者特別		
雑損		
医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等		
生命保険料		
地震保険料		
所得控除額計		

課税標準額(1-2)		
区分	課税標準額(円)	変更前課税標準額(円)
総所得		
短期譲渡		
長期譲渡		
株式・先物		
山林・退職		
条約利子・配当		

人的控除の内訳		
区分	内訳	変更前
基礎		
特別		
寡婦等		
勤労学生		
配偶者		
他		
扶養		
特定		
他		
ひとり親		
扶養		
特定		
他		
控除対象外		
16歳未満の扶養親族数		
減免コード		
※軽減が適用されている場合に減免コードを記載しています。詳細は裏面をご覧ください。		

税額控除額(3)の内訳		
区分	市民税(円)	県民税(円)
調整		
住宅借入金等		
外国税額		
配当		
配当割株譲渡		
寄附金		
所得割調整		
合計		

例) 寄附金税額控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ふるさと特例控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ワンストップ特例控除額 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円

税額						
[所得割額(課税標準額×税率-税額控除額)+均等割額-減免額]+森林環境税額]						
内訳	決定税額		変更前税額		増減額	
	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)
税額控除前所得割額(4)						
税額控除額計(3)						
税額控除後所得割額(4-3)						
均等割額						
減免額						
差引合計						
森林環境税額						
年税額						
普通徴収税額(納付書等による納付額)						
給与からの特別徴収税額						
年金からの特別徴収税額						
徴収方法	徴収月と税額	4月	6月	8月	10月	12月
()内は変更前						

納付額

① 今年度、公的年金から差し引かれる税額の合計が記載されています。(B+C)

徴収月ごとの金額が記載されています。

② 令和6年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを仮徴収額として(※)引落します。仮徴収額が令和7年度税額より多くなる場合は、速やかに還付します。なお未納の徴収金(市県民税、固定資産税、軽自動車税等)がある場合は、還付せず充当し(森林環境税の場合は委託納付に充て)ます。

(※)令和7年度仮特別徴収税額は、定額減税前の令和6年度年税額に基づき算出します。年度間の年金特別徴収額の振幅を最小にするための措置で、負担いただく年税額には影響しません。

③ ①から②を差し引いた残額の1/3ずつを引落します。

所得控除

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために個人的な事情を考慮し、所得金額から差し引くものです。法律によってその種類や計算方法が定められています。

市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除金額と異なる場合があります。扶養控除等の人的控除額の違いについては、通知書裏面をご参照ください。

ふるさと納税を含む寄附金税額控除額がある場合は内訳を記載しています。

税額

課税標準額(1-2)にそれぞれの税率を乗じて求めた所得割額(4)から税額控除額(3)を控除した後の額です。(100円未満の端数切捨て)

今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計金額です。

給与及び年金から引落しする金額です。

年度
年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書

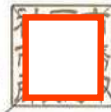
区	通知書番号	税 額 変 更 理 由

本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によって徴収する額は次のとおりです。

特別徴収年税額
円

市民税・県民税・森林環境税の税額を地方税法及び神戸市市税・条例の規定によって、本書のとおり決定しましたので、お知らせします。

年 月 日 神戸市市税事務所長



徴収月と金額	年4月	年6月	年8月
	円	円	円
	年10月	年12月	年2月
	円	円	円

※4月・6月・8月に実際に徴収する額は、昨年度の通知書において特別徴収(引落し)することを通知した額であり、上記の金額と異なる場合があります。徴収金額と上記の金額に差異があった場合は、改めて通知いたします。

翌年度仮徴収額 (年)	4月	6月	8月
	円	円	円

あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、来年度税額として 年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によって徴収します。

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称	
特別徴収を行う公的年金の種類	

●所得金額(①)の内訳 ※それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています。

所得区分	所得金額 円	変更前所得金額 円
営業(等)		
農業		
不動産		
利子		
配当		
給与所得 (給与収入)	()	()
雑(年金所得等)		
(公的年金等収入)	()	()
総合譲渡・一時		
純・雑繰越損失		
小 計		
山林・退職所得		
短期譲渡		
控除一般		
軽減		
長期譲渡		
控除一般		
特定		
軽減課		
譲渡上場		
株式等		
譲渡非上場		
上場配当		
繰越損失		
先物 雑所得		
取引 繰損		
条約利子・配当		

●所得控除額(②)の内訳

所得控除区分	所得控除額 円	変更前所得控除額 円
基礎		
障害者		
寡婦等		
勤労学生		
配偶者・扶養		
配偶者特別		
雑 損		
医療費		
社会保険料		
小規模企業共済等		
生命保険料		
地震保険料		
所得控除額計		

●人的控除の内訳

区分	内訳	変更前	区分	内訳	変更前
基礎			同居老親		
特別			扶 養 老人		
大障害			他 特定		
寡婦			他		
ひとり親			扶養特例		
勤労学生			特別障害		
配偶者			他		
他					

(内訳欄に※印又は人数を表示しています。)

控 除 対 象 外	内 訳	変 更 前
16歳未満の扶養親族数		

●減免コード

変更後	変更前

※軽減が適用されている場合に減免コードを記載しています。詳細は裏面をご覧ください。

●課税標準額(①-②)

区分	課税標準額 円	変更前課税標準額 円
総所得		
短期譲渡		
長期譲渡		
株式・先物		
山林・退職		
条約利子・配当		

●税額控除額(③)の内訳

区分	市民税 (円)	県民税 (円)
調 整		
住宅借入金等		
外国税額		
配 当		
配当割株譲割		
寄 附 金		
所得割調整		
合 計		

●税 額

【所得割額(課税標準額×税率-税額控除額)+均等割額-減免額]+森林環境税額

内 訳	決 定 税 額		変 更 前 税 額		増 減 額	
	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)	市民税(円)	県民税(円)
税 額 控 除 前 所 得 割 額 (①)						
税 額 控 除 額 計 (③)						
税 額 控 除 後 所 得 割 額 (①-③)						
均 等 割 額						
減 免 額						
差 引 合 計						
森 林 環 境 税 額						
年 税 額						
徴収方法	普通徴収税額(納付書等による納付額)					
	給与からの特別徴収税額					
	年金からの特別徴収税額					
	徴収月と税額	4月	6月	8月	10月	12月
	()内は変更前	月()	月()	月()	月()	月()

税額控除前所得割額は課税標準額(①-②)のそれぞれの区分ごとに税率をかけたものの合計です。

市民税・県民税が納めすぎとなった場合、その額を還付し、他の未納の市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税等)に充当し、又は未納の森林環境税の委託納付に充てます。後日、過納金還付兼充当通知書を送付します。